

# 鳥取縣公報

縣令

昭和十七年三月三日  
第一千三百十二號

火曜日

本書ノ大ヤサハ國定規格A5判

### ◇鳥取縣令第二十三號

纖維屑配給統制規則ニ基キ纖維屑蒐集業者ノ纖維屑ノ取扱方ニ關スル件左ノ通定ム

昭和十七年三月三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

纖維屑ノ蒐集業者ハ讓受ケタル纖維屑ヲ其ノ取扱區分ニ從ヒ纖維屑配給統制規則別表乙號ニ掲グル者又ハ知事ノ指定シタル團體ニ讓渡スベシ但シ特別ノ事情ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

本令ハ昭和十七年三月十日ヨリ之ヲ施行ス

告示

### ◇鳥取縣告示第二百二號

纖維屑配給統制規則第二條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

昭和十七年三月三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

層纖維（落綿、リントー、遭難棉、掃寄棉、機下屑、毛屑及綿狀屑ヲ除ク）ニ在リテハ

鳥取縣屑糸布商業組合

故纖維（襪襪、故ノ絲、紐、網、綱及故綿ヲ含ム）ニ在リテハ

鳥取縣屑物問屋商業組合

### ◇鳥取縣告示第三百三號

昭和十六年十月鳥取縣告示第八百十二號滿洲混保大豆販賣價格指定ノ件ハ之ヲ廢止ス

昭和十七年三月三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

### ◇鳥取縣告示第四百四號

昭和十六年一月三十一日鳥取縣告示第百號（蕎麥販賣價格指定ノ件）ハ之ヲ廢止ス

01068

昭和十七年三月三日  
鳥取縣知事 土 肥 米 之

**鳥取縣告示第百五號**  
價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル粟ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十七年三月三日  
鳥取縣知事 土 肥 米 之

粟ノ最高販賣價格

種類	卸賣業者最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格
糯粟	四斗 二〇、〇〇	單位 價 格
粳粟	四斗 一三、二〇	單位 價 格

一 一本表ニ掲グル粟トハ糯粟、粳粟共搗精シタルモノヲ謂フ  
二 卸賣業者最高販賣價格ハ俵又ハ吠入リノモノノ賣主倉庫渡、店先渡價格トス  
三 小賣業者最高販賣價格ハ小賣業者ガ枡賣スル場合ノ賣主店先渡價格トス

昭和十七年三月三日  
鳥取縣知事 土 肥 米 之

第六條 第四部布帛製品及其ノ他ノ製品ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ  
第七部 中古和洋裝品等

**鳥取縣告示第百七號**  
因伯牛犢生產檢査規則第一條ニ依リ生產檢査ヲ左ノ通施行ス依テ昭和十六年十月三十日迄ニ生產シタル犢所有者又ハ負擔者ハ該犢ヲ所定ノ檢査所ニ牽付クベシ

昭和十七年三月三日  
鳥取縣知事 土 肥 米 之

検査月日	検査區域	検査場所	牽付時間
三月三日	大伊村一圓	大伊村大字橋本	午前
三月四日	安部村一圓	安部村大字安井	午前
三月五日	丹比村一圓	丹比村大字北山	午前
三月六日	河上村一圓	河上村大字河原	午前

昭和十七年三月三日  
鳥取縣知事 土 肥 米 之

**鳥取縣告示第百六號**  
昭和十六年二月鳥取縣告示第百三十號鳥取縣纖維品査定委員會規程中左ノ通改正ス

種類	卸賣業者最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格
糯粟	四斗 二〇、〇〇	單位 價 格
粳粟	四斗 一三、二〇	單位 價 格

昭和十七年三月三日  
鳥取縣知事 土 肥 米 之

因伯牛犢生產檢査規則第一條ニ依リ生產檢査ヲ左ノ通施行ス依テ昭和十六年十月三十日迄ニ生產シタル犢所有者又ハ負擔者ハ該犢ヲ所定ノ檢査所ニ牽付クベシ

昭和十七年三月三日  
鳥取縣知事 土 肥 米 之

検査月日	検査區域	検査場所	牽付時間
三月三日	大伊村一圓	大伊村大字橋本	午前
三月四日	安部村一圓	安部村大字安井	午前
三月五日	丹比村一圓	丹比村大字北山	午前
三月六日	河上村一圓	河上村大字河原	午前

01069

三月七日 大瀬村一圓 大瀬村大字鷹狩 午前八時三十分

三月九日 西郷村一圓 西郷村大字牛戸 午前九時

三月十一日 那岐區一圓 那岐區野原 午前九時

三月十二日 山形區一圓 山形區大河原 午前九時

三月十三日 上私都村一圓 上私都村大字麻生 午前九時

池田村一圓 池田村大字岩屋 午前九時

若櫻町一圓 若櫻町大字市場 午後一時三十分

昭和三十七年一月三十一日鳥取縣告示第五十六號一頁下段「鳥取縣立第一中學校」ハ「鳥取縣立鳥取第一中學校」ノ誤二頁下段鳥取縣立米子商蠶學校中「農業科五〇人」自三月一日起至三月十七日同「」至三月十日至三月十九日同「」ヲ削除

昭和三十七年三月一日

五 指定年月日

昭和三十七年三月一日

正 誤

**鳥取縣告示第百八號**  
國民健康保險法第十三條ノ規定ニ依リ左ノ通指定セリ

昭和十七年三月三日  
鳥取縣知事 土 肥 米 之

昭和三十七年三月一日

五 指定年月日

昭和三十七年三月一日

正 誤

一 組合ノ名稱 山守村國民健康保險組合

二 事務所ノ所在地 東伯郡山守村大字堀二千七十九番一地

三 組合ノ地區 東伯郡山守村

四 組合員ト爲ルベキ者ノ範圍ヨリ除外スベキ者

イ 第三種所得稅年額貳千五百圓以上ヲ納ムル者

昭和三十七年三月一日

五 指定年月日

昭和三十七年三月一日

正 誤

01070

# 彙報

## 燈火管制下の生産力維持

(警務課)

敵機が空襲する場合、其の目的とする所は投下彈の被害が考へられるのであるが、又國內に於ける生産力の萎靡停頓とか國民の精神的不安混亂を起さんとする場合も尠くない。

然るに従來の防空演習訓練等の狀況は何日かの短い期間である爲、燈火管制の方法を研究するか管制用具を準備する等の積極的態度を缺き、中には夜になると早くから消燈して就寢し其の場のがれに過して居る等の者も無いではないかと思はれるが、戦争が長期に涉れば従つて燈火管制も長期となり、或は度々空襲警報や警戒警報が發せられるものと思はれるので、これに應じ得るやう管制準備を整備し、一面滅光遮光等によつて日常生活や交通に支障を來さぬやう又生産力を減退せしめぬやう、必要施設をいろ

く工夫整備し、且つ管制の程度方法をよく習熟して完全なる燈火管制を行ふことが最も肝要である。

實戦下に於ける燈火管制は必ず日常生活の能率を低下せしめず特に生産力に障礙を與へることなきを期して持久戦に對處するやう各位の努力を切望する次第である。

## 十七年度の甘藷生産目標 千百四十四萬七千貫

(農務課)

今我國は總力を擧げて大東亞戦争を戦つてゐる。皇軍の行くところ敵なく、全く意氣天を衝くの概を以て廣大なる區域に亘り日夜奮闘を續け赫々たる戦果を收めつつあるが、我々は之等廣大なる戦場で而も種々の惡條件を克服し聖戦の目的に向つて奮戦しつつある將兵に感謝感激の誠を捧げると共に、此の大東亞戦争が今後長期に亘ることを覺悟して益々戦時食糧の増産に邁進しなければならぬ。

既に赫々たる大戦果に依つて多量の物資を獲得したとは云へ、議會再開日に於ける東條首相の答辯にある如く當分生活の緩和は

01071

望まれないのであつて、寧ろ總てに亘つて従來より以上の困難が伴ふことを此の際我々は覺悟し、必勝の信念と鐵石の意思を以て之に對處しなければならぬ。

此處に於て縣では十六年度の生産目標八百二十七萬二千二百六十八貫であつたのを、十七年度は一千百四十四萬七千三百貫の甘藷大增産計畫を樹立して是が非でも此の生産目標達成に邁進することとなつたが、此の増産計畫を郡市別に記すと次の如くである。

郡市名	割當面積	生産目標	供出割當數量
鳥取市	三五反	一五、七〇〇	六、九〇〇
米子市	一、二七	五七、三〇〇	三九、八〇〇
岩美郡	一、五〇	四〇、八〇〇	一六、三〇〇
八頭郡	二、七六	五六、六〇〇	一〇、七〇〇
氣高郡	四、一五	一、三三、〇〇〇	八、三九〇
東伯郡	一、〇九	三、五五、五〇〇	二、五七、六〇〇
西伯郡	一、三〇	四、五七、一〇〇	三、〇〇、〇〇〇
日野郡	一、四九	三九、九〇〇	七、四九〇
計	三、八二	一、四四、七〇〇	七六六、九〇〇

尙参考のために十六年度の増産計畫並に実績を記すと次の如くである。

郡市名	割當面積	生産目標	供出割當數量
鳥取市	三五反	八五、九〇〇	三六、九〇〇
米子市	九、一五	三九、二〇〇	二五、六〇〇
岩美郡	一、〇四	四〇、四〇〇	一七、〇〇〇
八頭郡	二、四九	六〇、三〇〇	九、一〇〇
氣高郡	三、三〇	一、二七、三〇〇	三九、一〇〇
東伯郡	六、七五	三、三〇、七〇〇	一、三三、四〇〇
西伯郡	七、六五	三、〇〇、九〇〇	一、二七、八〇〇
日野郡	一、七八	三三、三〇〇	六、七〇〇
計	三、三〇	八、一七、二〇〇	三、四六、三〇〇

### △實績

郡市名	作付面積	生産見込數量	同供出濟數量
鳥取市	一、〇〇反	九、五〇〇	三、三〇〇
米子市	九、四五	三三、〇〇〇	七、七〇〇
岩美郡	一、〇一	三九、四〇〇	一五、〇〇〇
八頭郡	一、四六〇	三九、七六八	七、三三三
氣高郡	三、七〇一	八六、七六五	一五、一七九
東伯郡	六、七二	一、〇七、四七八	七四、三〇四
西伯郡	六、二五四	三、〇一、七三三	七四、三七五
日野郡	八、六四	三〇、〇三三	五、〇二八

01072

### 甘栗南瓜増産計畫

各戸空休閑地を利用して  
生産豫定二百二十五萬貫

(農務課)

現下の食糧並に盛夏期に於ける青果物需給の逼迫が豫想せられるに鑑み、本縣ではこれが對策の一として甘栗南瓜の増産を圖つて國策に順應する計畫の出荷をなごしめ、食糧確保並にビタミソ補給の一助たらしめることとし、これに要する種子購入費の半額

を補助することとなつた。  
これが實施の方法としては幼木果樹園の間作として二百十八町歩、空休閑地及び畦附近等の利用により專業農家各戸二〇坪當り増加植付三百十八町歩、兼業農家各戸一〇坪當り増加三十町歩、計五百六十六町歩の作付を増加し、昭和十五年度實績百八十六町六反歩の基準面積に對し昭和十七年度に於ては七百五十二町歩の作付を行ひ、これによつて段當收穫三百貫として明年度に於て二百二十五萬七千八百貫の増加生産を豫定するものであつて、この計畫に對して國庫より甘栗南瓜生産確保補助成金二千圓を受け、本縣負擔金二千百十八圓計四千百十八圓の經費を以て所要種子購入費の二分の一を縣農會を通じて補助するものである。  
この十七年度甘栗南瓜種子購入助成計畫を郡市別に示すと次の通りである。

郡市名	事項	基準面積		昭和十七年度實績		昭和十七年度實績		所要種子量	所要種子價格	增加生産豫定數量	昭和十七年度生産豫定數量
		昭和十七年度實績	昭和十七年度實績	昭和十七年度實績	昭和十七年度實績	昭和十七年度實績	昭和十七年度實績				
鳥取市	度増産計畫	一〇〇反	七〇反	七〇反	七〇反	七〇反	七〇反	一、二六〇圓	一、二六〇圓	一、二六〇圓	一、二六〇圓
米子市	度増産計畫	一〇〇反	七〇反	七〇反	七〇反	七〇反	七〇反	一、二六〇圓	一、二六〇圓	一、二六〇圓	一、二六〇圓
岩美郡	度増産計畫	一〇〇反	七〇反	七〇反	七〇反	七〇反	七〇反	一、二六〇圓	一、二六〇圓	一、二六〇圓	一、二六〇圓
入頭郡	度増産計畫	一〇〇反	七〇反	七〇反	七〇反	七〇反	七〇反	一、二六〇圓	一、二六〇圓	一、二六〇圓	一、二六〇圓
氣高郡	度増産計畫	一〇〇反	七〇反	七〇反	七〇反	七〇反	七〇反	一、二六〇圓	一、二六〇圓	一、二六〇圓	一、二六〇圓

01073

東伯郡	二〇八	五五	一、六六	七〇	六〇	六〇	六〇	四三	二、四七六	五五、八〇〇	六四、〇〇〇
西伯郡	一、四七	三五七	一、〇九〇	二九八	七〇	七〇	七〇	三三	一、七七六	三、七〇〇	四、四一〇
日野郡	四三	一〇七	三四六	一一	三〇	三〇	三〇	四	八八	一〇三、〇〇〇	一、五、七〇〇
計	七、五八	一、八六六	五、六六〇	二、一八〇	三、一八〇	三、一八〇	三、一八〇	一、四四〇	八、三三六	一、九、八、〇〇〇	二、三、七、〇〇〇

### 命令

農林主事補 辻 博 敏  
願ニ依リ本職ヲ免ス (一月六日附)

農林技手 小 倉 富 治  
蠶業試験場勤務ヲ命ス

同 牧 島 映  
蕪検定所兼蠶業取締所米子支所勤務ヲ命ス (以上一月七日附)

農林技手 大 林 正 美  
願ニ依リ本職ヲ免ス

勳八等 河 本 勳  
農林主事補ニ任ス

水産試験場勤務ヲ命ス (以上一月八日附)  
大阪府書記官 正五位勳四等 土 肥 米 之

任鳥取縣知事  
彼高等官二等

三級俸下賜 鳥取縣知事 八 田 三 郎  
二級俸下賜  
依願免本官 (鳥取)農林技手 山 崎 稔  
(上井)同 角 廉

農産物検査所(頭書)支所兼務ヲ命ス (以上一月九日附)  
陸シテ高等官七等ヲ以テ待遇セラル (一月十日附)  
學校營繕技師 小 川 一 益  
統計主事補 西 山 松 壽

願ニ依リ本職ヲ免ス  
任鳥取縣屬 警察部健康保險課勤務ヲ命ス (一月十二日附)  
鳥取縣農林主事補ニ任ス

谷 口 一 郎



鳥取縣農林技手ニ任ス	山本始	朝鮮咸鏡北道駐在ヲ解ク	農林技手 菊留武夫
耕地課倉吉出張所勤務ヲ命ス		警察部經濟警察課勤務ヲ命ス	警部補 井汲盛夫
米子國民職業指導所職業主事補 石田晴義		願ニ依リ本職ヲ免ス	防疫醫 富岡綾子
願ニ依リ本職ヲ免ス		願ニ依リ本職ヲ免ス (以上二月十三日附)	
鳥取縣道路技手兼鳥取縣土木技手 三谷正一		地方視學官 從七位相良惟一	
根雨士不出張所勤務ヲ命ス (以上一月三十一日)		任興亞院事務官	
鐵道局書記兼陸軍監督官補 神崎爲藏		敍高等官七等	
同 高濱岩藏		十級俸下賜	
兼任鳥取縣屬		興亞院文化部第二課勤務ヲ命ス	
警察部保安課勤務ヲ命ス (二月二日附)		文部屬 渡邊猛	
體育運動主事 西村實義			
學務部社會教育課兼務ヲ命ス (二月四日附)			
正五位 八田三郎			
敍從四位			
特旨ヲ以テ位一級被進 (二月八日附)			
社會事業主事 須田透			
愛媛縣社會事業主事ニ補ス (二月九日附)			
地方農林技師 小原茂			
三重縣農林技師ニ補ス (二月十二日附)			

昭和十七年三月三日印刷  
昭和十七年三月三日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣氣高郡大正村大字古海  
印刷所 鳥取刑務支所